

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所調査研究部企画調整担当
部署の業務内容	植物検疫に関する技術開発に係る調査研究の企画立案、見学希望者の対応窓口、ホームページ等情報システムの管理

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	植物防疫所のホームページにご意見・ご質問コーナーを設け、すべての国民からの意見を聴取するとともに、見学希望については、積極的に受け入れ、丁寧・誠実・親切な対応に心がけた。まお、昨年11月以降、ホームページに寄せられた意見は4件で、見学者は、26組、409名であった。また、所内での挨拶の励行を指導した。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	ホームページへの照会や見学対応においては、植物防疫所の取り組みに一定の理解が得られていると受け止めている。
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	・昨年11月以降、多くの見学者からは業務への理解と、対応への感謝の意を表されているが、今後は見学時の対応が適切であったか見学者にアンケートを実施することとしたい。 ・ホームページに書き込みがなされた場合の対応は、運用規程に明記する等ルール化している。そのほかの苦情については、統括調査官又は次席調査官が対応している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・植物検疫への理解が深まるように、ホームページ、パンフレット、ニュース等に施策をわかりやすく紹介するよう努めている。 ・見学者には、業務概要をわかりやすく説明するDVDを用い、理解を得やすくしているが、業務が適切であると認識されているか見学者対応時に業務全般に関するアンケートを求めることとしたい。 ・国民からの意見を広く求めるために設置しているHPの問い合わせ窓口について、見学者の対応時や制度等の説明会開催時に積極的に紹介することとしたい。 ・本年3月に植物防疫課が開催した国際植物防疫条約に関する国内連絡会に使用する資料の作成に協力した。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	植物検疫の規制は、一面輸出入業者、消費者及び農業生産者にとっては利害が相反するものでもあることは理解しているが、当該規制の根拠は、病害虫の侵入・まん延防止を図る措置として科学的合理性が重要との認識の元に業務を実施。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	☐	当担当で検討している国際基準案には、消毒技術や放射線照射といった食の安全に関連する事項があり、食の安全を念頭に置きながら業務を実施。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	☐	・措置の導入に当たり、科学的知見による危険度評価を実施することを前提にするようにした。 ・植物検疫による措置には国民の食の安全に直接影響を与える措置があることを認識し、食の安全の観点を踏まえた技術開発を実施するよう配慮している。 ・消費者への影響を防ぐ観点から、輸入植物への検査がより迅速に行われるよう検定方法の開発に力を入れている。 ・当担当職員が食品表示と植物検疫双方の点でおかしいと感じた輸入食品販売について、農政事務所と連携し、立入検査に入った。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	☐	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	☐	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	☐	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	☐	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	☐	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	☐	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	☐	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	☐	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	☐	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	☐	基本的には、植物検疫が食品として利用されうるものに対して実施していることを認識しつつ、業務を遂行している。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
			
			